

仙台弁護士会

震災関連死無料電話相談

～弁護士が疑問にお答えします！～

『震災関連死』とは、震災で、建物の倒壊や火災、津波などの地震による直接の被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や、過労などの間接的な原因で死亡した場合をいいます。

東日本大震災で、『震災関連死』にあたるのではないかなど、疑問をお持ちのご遺族の方、是非、お電話ください。（裏面に詳細説明）

平成26年3月15日（土）午前10時～午後3時

電話番号 022-224-3620

主催／仙台弁護士会

《 震災関連死電話無料相談について 》

この度、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から3年を迎えましたが、今般の震災では、多くの方々が亡くなりました。改めて、亡くなられた方々並びにご遺族の皆様に深くお悔やみ申し上げます。

ところで、昨年末、宮城県内の市町村のうち、県が審査を行っている災害弔慰金支給における震災関連死の認定が震災から半年を経た以降は0件である、との報道がなされました。

今般の震災で亡くなられた方々のご遺族には、災害弔慰金の支給等に関する法律及び各市町村の定める災害弔慰金の支給等に関する条例により、主たる生計維持者には50万円、それ以外は250万円の災害弔慰金が支給されます。

そして、この支給にあたっては、地震や津波の直接的被害により亡くなられた方のご遺族のみならず、直接ではなくても今般の震災に起因して亡くなられた場合、すなわち『震災関連死』の場合にも、ご遺族に弔慰金が支給されます。

具体的には、入院先の病院が被災したため、避難と転院を繰り返したために、ストレスや体力の低下により亡くなれてしまった場合、もともと持病を抱えていたが、長期にわたる避難所生活のため、通院困難となり、持病が悪化したため死亡してしまった場合などには、『震災関連死』として、弔慰金の支給対象となる可能性があります。

震災関連死の意味や内容がよくわからない、果たして震災関連死に該当するのかわからない、どのように申請したらよいのかわからない、などのために支給申請をしていない、あるいは躊躇している、というご遺族がおられれば、仙台弁護士会において、弁護士による無料での電話相談を行うこととしましたので、是非、ご相談いただければと存じます。

仙台弁護士会